

「ふるさと海津応援寄附金」特産品協力事業者募集要項

1 目的

当市へ「ふるさと海津応援寄附金」をされた方へ感謝の意を表して地元特産品等（以下「商品」）を「お礼の品」として贈るために、協力事業者を募集する。

2 募集する協力事業者の要件

(1) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が当市にある企業または個人事業者であること。

(2) その他当市の魅力を発信でき、特に市長が認める者であること。

※ただし、上記の要件に適合しても、代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等である者、市が協力事業者として適当でないと認めた者は除く。

3 募集する商品

(1) 当市の魅力を「体験できる」「懐かしんでいただける」商品

(2) 当市のPRにつながるような商品

(3) 当市で製造、加工、販売、採取などを行っているもの

(4) 飲食物は、商品到着後5日程度の賞味期限が保証されるもの

(5) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること

(6) 設定金額は次の5つとする。商品代、消費税込みで「3,000円以下」「6,000円以下」「9,000円以下」「15,000円以下」「30,000円以下」となるもの。

ただし、市長が認めたものについてはこの限りではない。

4 申込方法

別紙「ふるさと海津応援寄附金」特産品協力事業者申込書、誓約書に必要事項を記入し、添付資料とともに、海津市役所企画財政課まで提出する。

5 選考・決定

上記に照らし合わせた上で、当市の返礼品として適当と認められるか総合的に判断し、その結果を当該事業者に報告する。

6 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、海津市個人情報保護条例および関係法令を遵守すること。

7 取扱いの停止又は中止

協力事業者は、次のいずれかに該当するときは、商品の取扱いを停止し、又は中止する。

(1) 商品の提案内容に虚偽があったとき

(2) 事業者及び商品がこの要項に定める要件を満たさなくなったとき

- (3) その他、提案申込時の内容に変更が生じたとき
- (4) その他、市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき
- (5) 商品の発送が著しく遅延し、又は停止したとき
- (6) 寄附者からの苦情を受けて改善がみられないとき

8 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みした商品を変更・辞退する場合は、速やかに市へ報告し、承認を受ける。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市に報告する。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。

9 協力事業者のメリット

- (1) 市のホームページ等に商品の画像・品名、事業所名などを掲載します。
- (2) 商品発送時に、自社製品のパンフレットを同封することでPRが可能となります。

10 申込・問い合わせ

〒503-0695 海津市海津町高須515 海津市役所 企画財政課
TEL：0584-53-1113 FAX：0584-53-2170
E-mail：kikakuzaisei@city.kaizu.lg.jp